

静岡県立大学大学院特別研究学生規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 76 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第 30 条の規定に基づき、特別研究学生に関し必要な事項を定める。

(入学者選考及び入学許可)

第 2 条 特別研究学生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)があるときは、各研究科委員会又は学府委員会の議を経て、学長が入学を許可する。

(入学資格)

第 3 条 特別研究学生として入学することができる者は、本学と協議が整った大学の長が申請する学生とする。

2 前項の協議は、次に掲げる事項とする。

- (1) 研究指導内容
- (2) 学生数
- (3) 研究指導期間
- (4) その他必要事項

(入学の時期)

第 4 条 特別研究学生は、毎学期始めに入学を許可する。

(入学の志願)

第 5 条 入学志願者は、次の各号に定められた書類を添え、当該研究科長又は学府長を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 特別研究学生入学願書
- (2) 大学院間の協議により定めた書類
- (3) その他学長が指定する書類

(研究料等の不徴収)

第 6 条 特別研究学生に係る入学検定料、入学科及び研究料は徴収しない。

(研究期間)

第 7 条 特別研究学生の研究期間は、1 年以内とする。

(準用)

第 8 条 静岡県立大学大学院学則中、学生に関する規定は、特別研究学生に準用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。